

民事司法の改革

〈制度趣旨〉

市民にとって、より利用しやすく、頼りがいのある、公正な民事司法

ADRでの解決

民事紛争

当事者での解決

- ① ADR制度の活性化
 応諾義務の法定、履行確保措置の導入
- ② ADR機関の認証手続の簡素化・監督の運用改善、非認証機関の効果の改善

裁判所における解決

アクセスの拡充

- ① 提訴手数料の低・定額化（有）
- ② 民事法律扶助制度及び扶助予算の拡充（法テラスの拡充）
- ③ 集合訴訟制度の創設（有）
- ④ 民事審判制度の創設等簡易な裁判手続の導入
- ⑤ 弁護士費用保険（権利保護保険）の拡充

家庭裁判所

- ① 家事事件手続法の施行
- ② 子の手続代理人制度の充実
- ③ 人事訴訟法の運用改善
- ④ 家事調停の充実
- ⑤ 家族法の改正
- ⑥ 遺産分割制度の改善
- ⑦ ハーグ条約と国内実施法の制定

地方裁判所

簡易裁判所

- ① 軽微・少額事件（訴額 140 万円まで）、少額訴訟手続（訴額 60 万円まで）の充実
- ② 民事調停の充実（民事調停法 17 条の改正）

行政事件

- ① 行政不服審査法の改正（有）
- ② 行政訴訟法の改正（有）
- ③ 団体訴訟制度の導入
- ④ 公金検査請求制度の創設（有）
- ⑤ 裁判員制度の導入

消費者被害の救済

- ① 適格消費者団体等による集合訴訟（有）
- ② 不当な収益のはく奪・経済的不利益賦課制度の導入（有）
- ③ 消費者契約法の改正

労働事件

- ① 労働審判制度の拡充

倒産事件

- ① 倒産法制の改革

民事裁判の運用改善

- ① 争点整理手続の改善
- ② 証拠収集及び証拠調べ手続の改善
- ③ 合議体による審理の拡大
- ④ 裁判官の異動と手続の在り方等

判決の適正

- ① 損害賠償制度の改革
 ・違法行為を抑止する損害賠償制度の導入

証拠収集手続の拡充

- ① 文書提出命令の改正（有）
- ② 当事者照会制度の改正（有）
- ③ 陳述録取制度の創設
- ④ 弁護士会照会（弁護士法 23 条の 2）改正（有）
- ⑤ 文書送付嘱託の応諾義務の明文化

強制執行制度の改革

- ① 財産開示手続の改正
- ② 第三者に対する財産照会制度の創設

裁判所等の基盤整備

- ① 裁判官・裁判所職員の増員
- ② 裁判官非常駐支部の解消と裁判所支部の機能強化
- ③ 管轄の見直しや裁判所支部の新設等
- ④ 法廷等の新設・増設
- ⑤ 家庭裁判所・簡易裁判所の拡充
- ⑥ 法教育の拡充
- ⑦ 弁護士研修の充実
- ⑧ 専門認定制度の創設

（注） （有）… 日弁連意見書有り